

宮 城 県 公 報

令和 7 年 6 月 13 日（金）
定期第 608 号

目 次

告示

- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 県営土地改良計画の縦覧（農村振興課）
- 県営土地改良事業の工事の完了（同）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（4 件）（契約課）

選挙管理委員会

- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（選挙管理委員会事務局）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（同）

宮城県告示第394号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和 7 年 6 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
東北公済病院	仙台市青葉区国分町 2－3－11	令和 7 年 6 月 11 日	令和 10 年 6 月 10 日

宮城県告示第395号

県営葉坂地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項の規定において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第88条第18項において準用する同法第87条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年6月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年6月13日から令和7年7月11日まで
- 3 縦覧場所
柴田町役場

宮城県告示第396号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
日向	区画整理事業	令和 7 年 3 月 19 日

宮城県告示第397号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年6月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第398号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

山の寺の 1 急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から 29 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 29 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
仙台市	泉区	山の寺 1 丁目		147 地先道 路敷	1 号
				46 番 3	2 号
				65 番 1	3 号から 5 号
				64 番	6 号から 8 号
				69 番	9 号
				71 番	10 号及び 11 号
				64 番	12 号及び 13 号
				63 番	14 号から 16 号まで
				22 番	17 号
				16 番 15	18 号
				58 番 12	19 号
				58 番 2	20 号
				58 番 6	21 号及び 22 号
				48 番 17	23 号
				48 番 18	24 号
				148 番 1	25 号
				48 番 22	26 号
				48 番 23	27 号
				48 番 25	28 号
				148 番 1	29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 6 月 13 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	多賀城市浮島二丁目 319 番 1 の一部、339 番 1 の 一部、339 番 8 の一部、341 番、349 番 1 の一部
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	名取市大手町五丁目 12 番地の 2 令和エステート株式会社

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和 7 年 6 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
凍結防止剤散布車（湿式・3 t 級） 2 台
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
出納局契約課 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 5 月 14 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社 N I C H I J O 北海道札幌市手稲区曙 5 条 5 - 1 - 10
- 5 落札金額 53,400,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 4 月 4 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和 7 年 6 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ロータリ除雪車（2.6 m幅） 1 台
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
出納局契約課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 5 月 14 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社 N I C H I J O 北海道札幌市手稲区曙 5 条 5 - 1 - 10
- 5 落札金額 54,800,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 4 月 4 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和 7 年 6 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
除雪トラック（7 t 級 4 × 4）（1） 1 台
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
出納局契約課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 5 月 14 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
三洋テクニクス株式会社 仙台市宮城野区苦竹 3 丁目 1 番 40 号
- 5 落札金額 36,700,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 4 月 4 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
令和 7 年 6 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
除雪トラック（7 t 級 4 × 4）（2） 1 台
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
出納局契約課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 5 月 14 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
三洋テクニクス株式会社 仙台市宮城野区苦竹 3 丁目 1 番 40 号
- 5 落札金額 36,700,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 4 月 4 日

官選管告示第8号

令和7年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の50分の1並びに第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年6月13日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による50分の1の数

37,852

2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

336,570

3 地方自治法第80条第1項の規定による3分の1の数

青葉選挙区	83,134	岩沼選挙区	12,007
宮城野選挙区	52,931	登米選挙区	20,714
若林選挙区	39,049	栗原選挙区	17,612
太白選挙区	65,950	東松島選挙区	10,779
泉選挙区	59,048	大崎選挙区	34,798
石巻・牡鹿選挙区	39,764	富谷・黒川選挙区	25,575
塩釜選挙区	14,817	柴田選挙区	22,179
気仙沼・本吉選挙区	19,834	亘理選挙区	12,728
白石・刈田選挙区	12,405	宮城選挙区	13,726
名取選挙区	21,884	加美選挙区	7,817
角田・伊具選挙区	11,058	遠田選挙区	10,797
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,254		

官選管告示第9号

令和7年6月2日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年6月13日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

336,570